

から討論を行います。

昭和五十五年度において、政府あるいは東京都において財政再建のために諸施策が打ち出され、当市においても予算面についても非常に厳しい状況にあったことは皆様御承知のとおりであります。

このような状況下にあつたにもかかわらず、活力ある市民の場をつくるために、かえり会館の建設を初めとし、市営住宅の建てかえと種々の諸事業を施行する一方、念願である中央図書館の開館も行い、主要な施策も大旨施行されており、都市基盤はかなりの水準に達するものと思われれます。

財政運営の面においても、具体的には決算審査意見書にも述べられておりますが、歳入の主眼である市税の徴収率が前年に比較してやや低下しており、なほ一層の努力を期待するものであります。一方では、限られた財源の中では、ほぼ効率的な運営がなされていくものと見受けられます。

また自主財源に乏しく、依存財源が多い当市の財政状況ではありますが、将来の財政需要に備えて約六億五千万円の積立金をするともに、繰越明許費分と今日んでおりますが、約二億円の繰越ができましたことは、心強いものであります。

厳しい状況下を勘案すれば、当事者の努力の跡が認められ、今後においても当市における生活基盤の整備に努めることも、理事者職員におかれましては、効率的な財政運営を図り、十分な研究、検討をされ、努力されんことをお願いいたします。私の賛成の討論といたします。（拍手）

議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

これより本案について、起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告とおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第百十八号は、委員会審査報告とおり認定されました。

議長（末次性男君） 日程第十六議案第百十九号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名がござりましたので、議案第百十九号について審査報告を申し上げます。

お手元に御配付の報告書のとおりであります。補足して御説明申し上げます。
(議案審査報告書) 別添参照

本件は理事者の説明を省略して直ちに質疑に入りました。

その大要は保険料が保険税にかわって初めての決算であると思うが、これからも保険委員制度を維持していかれるのか。一般会計からの繰入金について、少ないと思うが今後どのように考えているのか。保健施設費は不用額が多いが何か原因か、対策はあるのか。一般会計と比較して、収入未済額が多すぎる。また不納欠損額も一般会計では百五十三万円なのに、その十分の一の会計で約六百万円近くある。これらの点について、どのように考えているか。また、どんなところに原因があるか等々であります。

これらに対して、理事者側より、保険委員さんの件であります。なかなか一度に変えるわけにはいかないと思いますので、今後機会を見て考えてまいります。施設費につ

いては、大人一人一千五百円子供一人一千円という補助額のため、利用者が少ないのではないかと思われます。また、施設等についても、再検討して希望の多いところを選定するようにしていきたいと考えている。繰入金については、五十五年度は被保険者一人当たり二千三百三十九円であり、他市と比較すると低い決算額であり、医療費等の伸びを見て場合によっては、繰入金を増額も検討していかねばならない問題と考えている。不納欠損等については努力をしたが、このような結果に終わってしまった。今後一層の努力をして楽していきたいように思っている。原因については、福生市の場合には移動率が高く、移動届けは三十二市町村のトップである。これらが事務処理に追われてなかなか積極的な収納態勢が取れないということがある。また、税の消し込み、名簿の打ち出し等も電算に入力していないので人出を煩わしている等々の答弁がありました。

また委員より、今後電算に依存するような方向を考えていったらどうか。こうした不納欠損、収入未済額が少しでも少なくなるように努力されることを強く要望します。この発言がその後、お諮りいたしましたところ全員要議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御認定賜りますようお願いいたします。

して審査報告といひします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

七七一議題となつております議案第百十九号については、委員会報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百十九号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十七議案第百二十号昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

をお願いします。

(建設委員長高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名でございますので、議案第百二十号について御報告申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元の御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容についてその大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

説明は省略し、質疑に入りました。

委員より、事業費で福生駅東口地区事業費ですが、使用料の貸借料の項と、補償補てん及び賠償金額があります。十四番の使用料及び貸借料の当初予算のときに、市営住宅貸買家の借上料が二万七千円計上されていますが、これがどのよう形で施行されたか伺いたい。二十二番、補償補てん費の補正があり、いまの金額になっていますが、当初において移転戸数が百十四件中八〇%が完了しているという形で報告がありました。その後どのような形になつてきたかそれを予算執行上の問

題から伺いたい。

課長より、市営住宅使用料については、仮住宅、仮居住本人が借りているというところで、借りている本人が負担していることから車の借上料だけとなつたわけです。補償費の関係ですが、匠画整理会計は主として補償については、新都市建設公社に委託している関係から、そのほとんどが都の交付金対象となつております。たとえば昭和五十五年度でございますと、約九千三百三十九万八千円に値するものが都の交付金対象となつておりますので、補償してございます。そのほかに、どうしても交付金対象とならなかった分、それが五十五年度においては、二二にあるように一千百二十八万七千四百八十四円の決算をしたということでは、パーセンテージですが、全部で百十四棟でございます。すでに百四棟が終わっております。住居商業地匠合わせて、後十棟残っております。件数では十件でございます。つい最近の状況で、そういう中で必ずしも承諾を得られていないものもございます。

委員より、執行状態が移転に関しても、この間十三棟進展している。市営住宅の借上料はわかりましたが、次の換地清算交付金の本年度当初で、この金額で細かい金額が出ておりますが、これに対して不用額が九万七千四百二十六円と出てくるが、この理

由を伺いたい。

課長より、これは利子の関係から切り上げがなされたということの関係の額でございます。

以上で説明は終わりました。

本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議賜りまして、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第百二十号については、委員会報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御要議なしと認めます。よつて議案第百二十号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長（末次性男君）これより午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

午後一時 一分 再開

○議長（末次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八議案第百二十一号 昭和五十五年度 福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君）御指名でございますので、議案第百二十一号について審査報告をさせていただきます。

本案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について概略を御報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

説明は省略して質疑に入りました。

委員より現在下水道は何%ぐらいできているのか。また、最終的にどのくらい経費がかかるのかの質問がありました。

課長より、五十五年度まで下水道の普及率は管渠で三百六十三ヘクタールの整備ができており、普及率は五四・五%でございます。福生市全体での普及率となりますと、五十五年度末で一万六千五百六十六人、世帯数は五千五百二十二世帯となりますが、三三・九%使用開始された処理地区となりますと五十五年度は六三・九%の普及率となっております。現在工事の過ぎているものと、これから予想でございますが、雨水管と汚水管の両方を入れておりますが、最終的には三百四十万五億円くらいではないかという数字が出ますが、これらの数字が未確定の分が非常に多いので、これは私どもの計画で出した数字でございますので、その点御了承願います。

たいと思います。

以上のような説明があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のように原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

たいてい議題となっており、議案第百二十一号については、委員会報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二十一号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十九議案第百二十二号昭和五十五年度福生市受託

水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますので、議案第百二十二号について御報告申し上げます。

本案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について概略を御報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

説明は省略し、質疑に入りました。

委員より、先ほどの所長の説明で東京都に移管されてきたもので結局地下水の地盤沈下の問題であるが、これが市の所有であれば、そのような形ではなく、必要経費

をどんどん削減してやうていくが、話を聞くところ六千トンの中で七千トンだけ地下水を揚水していると、九千トンは都の分水を供給しているという形であります。問題は、先のことになると思いますが、行政改革、機構改革ということで、出向している職員を二名ぐり減員する形になるのか、減員すると増員は必ずかしいであろうから、それは市長部局の問題であり、われわれの関知するところではないが、それによって現業の人にしわ寄せがあつてはいけないと思う。予算については、これは理想的なことをやっているようですが、これは予算、決算についてはわれわれはさむ必要はなくなってくるし、水道料金は、区並みになってくる。また、受託水道をしていないところは、割合に水道料が安いところもあるが、これは下水道料金としても都が決めるもので仕方ないと思うが、その辺についてのいづれにしても、所長も言にくいと思うが、その点二名減員されると心配なのか。都の予算であり、減らすとふやすできないと思うが、その点議会側としては懸念をもつわけです。

助役より、水道事務所の問題のようですが、確かに水道一元化後は、三十名の水道事務所の定数でこれだけの予算を都からいっている。そこで、今回機構改革に伴いまして、新規職員の増員はなるべく控えていきたいという考え方もありま

して、内部で多少事務の緩急度を見て、配置がえをできるだけやっていたい考えで、水道事務所の職員のことも検討されているわけですが、御指摘の二名ないし三名になるか、その点まだ詰めるが、いづれにしてもいまのところ一元化前の水道事務所の人数が二十八名でございました。そういうことから、一元化になってからその事務量が拡張工事もございせんので、減っているような状況でありますので、若干水道事務所の職員を市の方の仕事に配置がえをしたいという考えをもっています。そこで、定数は都の方の交渉は主旨詰まっていますが、定数は置いておくとして水道事務所の職員を市の方に借りてくる形となります。あくまでも定数は、福生はいつでも三十二名必要なのではないかと、すぐに返さすという進め方で全部減らしてしまうということではなくていざいと考えております。

以上のような説明があり、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のように原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二十二号については、委員会報告とおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十二号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十陳情第五号記帳義務法制化反対に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、陳情第五号に対する審査の経過及び結果につきまして報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本陳情書は、九月の第三回定例会に提出され、当委員会に付託されたわけでありまうけれども、まず九月十六日の委員会におきまして、国における法政化の動きも定かたなく、調査研究を要するというところで継続を決定いたしました。

十一月五日の委員会では、西多摩地区における状況としては、瑞穂町が法制化の根拠が明らかでないとの理由で不採択となったほかは、ほとんどが継続ということであり、委員よりさらに調査すべしであるということで、継続が決定したような次第でございます。

そして十二月の十六日の委員会におきましてですけれども、近隣の状況としては、採択が日の出町、そして不採択が瑞穂町、羽村町、審議未了が奥多摩町、継続が青梅市、秋川市、五日市町という状況である旨の報告があり、委員より政府の税制調査会においては、税の負担公平化ということを出されている問題であり、小規模業者にとって記帳は大変というが、一般の商工業者もやっているわけで、政府の方針に沿って考えるべきであると。陳情書中に記帳能力がないと言っているけれども、日本の教育水準というふうな普及率から言ってみても、そのような人はいないと思う。かえって、白色申告よりも青色申告の方が有利であり、その点むしろ研究すべきであるといつたような意見もなされたような次第であります。

当市の商工会でも、指導員がいて無料でいつでも指導しており、最大限利用すればできるものであると。税の申告制度をとっている上からも、考えれば不採択にすべきだと、このような各委員の意見、また記帳しないということではない。これは法制化して強制的にやらせることに對して問題があるので、この陳情は理解できるものであること、だから採択すべきだと言つたような意見もございまして。

したがって、最終的には起立によつて採決をいたしましたところ、採択に賛成

は少数であり、陳情第五号につきましては、不採択とすることに決定をいたしましたよう
な次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり、御決定くださいますようお願い
を申し上げます。

簡単にございすけど、審査を報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

陳情第五号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。

これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第五号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立少数であります。よつて陳情第五号は、委員会報告

請 五 議 百 二 十 七 議 百 二 十 八 陳 五 開 会 中 の 議 決 事 件

ごおり不採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二十一請願第五号老人保健法案反対に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名でございますので、請願第五号老人保健法案反対に関する請願書について審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は、省略させていただきます、審査の大意を申し上げますと、まず紹介議員より発言の申し出があり、本会議において趣旨説明をいたしました。改めにお願ひ申し上げる次第でございます。この発言に引き続いて老人保健法案のメリット、デメリット等の説明があり、最後に採択をお願ひいたします。ということでありました。

これに対し、各委員より、この老人保健法案が成立すると結果的には患者の負担増、あるいは地方自治体の負担増になる故に、本請願については、採択されるようお願いする等々の意見が出されましたので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会決定ごおり採択されますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第五号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。

本件は、委員会報告ごおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって請願第五号は、委員会報告